

本庄市立図書館協議会次第

日時 令和 7 年 7 月 2 9 日（火）

午後 2 時～

場所 本庄市立図書館 2 階 会議室

1. 開 会

2. 任命書の交付

3. あいさつ

4. 委員長・副委員長の選出について

5. 議 事

（1）令和 6 年度図書館事業報告について

（2）令和 7 年度図書館事業計画について

（3）移動図書館車の更新について

6. その他

7. 閉 会

本庄市立図書館協議会委員名簿

氏 名	ふりがな	選出団体・役職等	備考
飯島 和彦	いいじま かずひこ	本庄南中学校校長（校長会）	
中田 守	なかた まもる	金屋小学校校長（校長会）	
都丸 幸子	とまる さちこ	社会教育委員	
安村 名央	やすむら なお	青少年相談員	
山下 富美恵	やました ふみえ	本庄おはなしの会	
宮塚 智子	みやつか ともこ	子育て応援団本庄びすけっと	
新井 美也子	あらい みやこ	学識経験者（館長推薦）	
図師 喜恵	ずし よしえ	公募	

令和6年度 図書館事業報告

一般対象

実施日	事業名	内 容	参加人数
7月～8月	読書講座(本館)	「くずし字で読む 伊勢物語」(全5回) 講師:吉田 茂 氏	延 111人
10月19日	文芸講演会(本館)	「金鑽神社奉納俳句と言葉あそび」 講師:柴崎 起三雄氏	75人
11月4日	DVD上映会(本館)	「草の乱」を上映。 上映前後に秩父事件に関係した本を紹介。	57人
2月2日	読書講座(本館)	秩父事件考「弾痕が残る格子戸は語る」	37人
2月5、12、 19日	ボランティア養成講座(本館)	「はじめての読み聞かせ」 講師:大津 智美 氏	延 58人

児童対象

実施日	事業名	内 容	参加人数
4月～3月	おはなし会	本館:毎月第2・4土曜日、児玉分館:毎月第2土曜日。 絵本の読み聞かせや紙芝居を実施。 ※参加人数にはおはなしのつどい(児玉分館)、夏休み おはなし会(本館)等を含む。	延 496人
4月～3月	ブックスタート(本館)	保健センターでの10か月児健康相談時にブックスタート パック(絵本、コットンバッグ、パンフレット)を渡した。	797人
4月～3月	絵本とわらべうたの おはなし会	本館:毎月第1木曜日、児玉分館:毎月第2水曜日。 絵本の読み聞かせとわらべうたを歌う。	延 167人
5月2日～ 5月30日	こどもの読書週間特別 展示「長く愛される本の 世界」(本館)	長く愛される本」をテーマにした児童書(岩波の子ども の本・かがくのとも絵本シリーズ)の展示・貸出を実施	—
6月～2月	出張おはなし会	小学校1年生を対象に学校でおはなし会を実施。	延 687人
7月26日	夏休み手作り工作 教室(本館)	小学生を対象にした工作教室「世界に1冊だけの本を作 ろう」を実施。	21人
7月31日	こども書道教室 (児玉分館)	小学生を対象にした「こども書道教室」を実施。	11人
8月～3月	DVD上映会(本館)	小学生を対象にしたDVD上映会。「化けくらべ他2作」 「ムーミン、魔法の巻全10話」「ふしぎ駄菓子屋銭天堂」を 上映(計3回実施)。	延 128人
5月～2月	図書館見学 (本館・児玉分館)	小学校7校、保育園4園が図書館見学。	530人

統計早見表

令和6年度

蔵書数 254,420 点

●一般図書 122,371 冊

●児童図書 93,979 冊

(うち紙芝居 2,787 冊)

●資料図書 26,992 冊

●雑誌 7,046 冊

●AV資料 4,032 点

(録音図書を含む)

年間貸出点数 300,105 点

●一般図書 127,524 冊

●児童図書 149,633 冊

(うち紙芝居 5,869冊)

●資料図書 3,713 冊

●雑誌 15,996 冊

●AV資料 3,239 点

(録音図書を含む)

入館者数 128,029 人

年間図書館利用者数 76,948 人※

※貸出人数、催し物人数、レファレンス件数、コピー件数の合計

新規登録者 1,650 人

(うち12歳まで650人)

年間図書購入冊数 6,814 冊

●一般図書 4,254 冊

●児童図書 2,388 冊

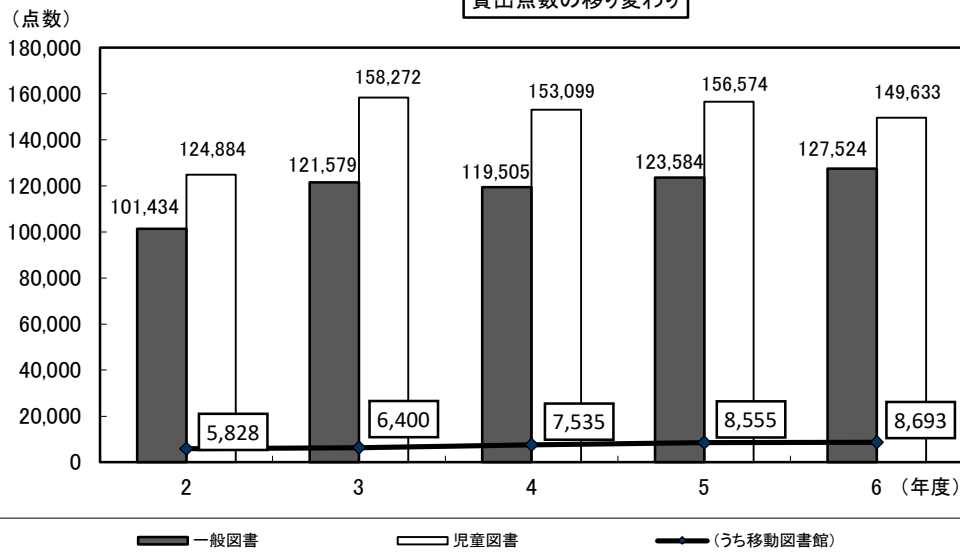
(うち紙芝居 38冊)

●資料図書 172 冊

年間図書受入冊数 7,770 冊

年間除籍冊数 6,033 冊

貸出点数の移り変わり



令和7年度 図書館事業計画

< 本 館 >

実施日	事業名	内 容
4月～3月	おはなし会	毎月第2・4土曜日に絵本の読み聞かせや紙芝居を実施。
4月～3月	絵本とわらべうたのおはなし会	毎月第1木曜日に幼児向けのわらべうたと絵本の読み聞かせを実施。
6月～2月	出張おはなし会	市内の小学校を訪問し、1年生を対象におはなし会を実施。
4月～3月	ブックスタート	毎月1回、保健センターでの乳幼児10か月健診時に、ブックスタートパック(絵本2冊、コットンバッグ、パンフレット)を渡す。
8月～3月	DVD上映会	幼児・親子、小学生を対象としたDVD上映会。
9月～10月	読書講座	一般対象 講師:吉田 茂 氏 「くずし字で読む『伊勢物語』2」全4回。
7月25日	夏休み手作り工作教室	児童向け工作教室 「かわいいペン立てをつくろう！」
8月8日	夏休みおはなし会	夏休みだけの特別なおはなし会 大型絵本、紙芝居、腹話術、パネルシアター、えいごのえほんの読み聞かせなど。
9月5日	回想サロン	懐かしい写真を見たり、ニュースを見たりしながら思い出を語り合う「回想法」を実施。
11月9日	文芸講演会	内容未定
11月	企画展	内容未定
12月	クリスマスおはなし会	クリスマスにちなんだおはなし会 ハンドベル、おはなし、大型絵本、紙芝居など。
1月	児童講座	内容未定

< 児玉分館 >

実施日	事業名	内 容
4月～3月	こだまおはなし会	毎月第2土曜日に絵本の読み聞かせや紙芝居を実施。
4月～3月	絵本とわらべうたのおはなし会	毎月第2水曜日に幼児向けのわらべうたと絵本の読み聞かせを実施。
10月～11月	出張おはなし会	市内の小学校を訪問し、1年生を対象におはなし会を実施。
7月23日	おはなしのつどい	小学生以下を対象とした夏をテーマにしたおはなし会。
7月31日	こども書道教室	「こども書道教室」 講師:中川 啓玉 氏
11月	本のリサイクルフェア	除籍した図書や雑誌のリサイクルフェア。

移動図書館車の更新について

更新の経緯

移動図書館「ほきいち号」は平成21年から運行を開始し、現在15年が経過し老朽化していることから更新作業を進めてきたところです。

令和6年度に実施した入札により株式会社林田製作所へ書架の取り付け、塗装作業などの発注が決定しました。移動図書館車はベース車両の納入後、車両に書架等を取り付け、塗装作業を行い完成させ、6か月の作業期間が見込まれています。納入期限は令和8年3月27日となっています。

移動図書館車の愛称、デザインの選定等の必要な手続は以下を予定しています。

1. 新移動図書館車の愛称について

現移動図書館車の愛称「ほきいち号」は、応募総数1,193点中から公募にて選ばれた愛称です。小学校を中心に年間延べ120回訪問し、市内小学生への認知度は高いものとなっています。

図書館としては、小学校低学年から郷土の偉人を知る機会としても重要な役割を担う「ほきいち号」という名を受け継いでいくことで、今後も本庄市民の心の拠り所の一つとなる存在となることを目指していきます。

以上のことから、愛称として定着している「ほきいち号」を継続したいと考えています。

2. デザインの選定について

市内各小学校へデザイン案を提示し、全学年の児童に投票してもらう形を取ります。

図書館にて原案を3案（予定）提示し、一番得票数の多い案で決定することとします。

3. 式典までのスケジュールについて

新移動図書館車の式典は令和8年3月中旬又は4月中旬を予定し、式典後に小学校へも訪問できるように調整したいと考えています。

移動図書館更新スケジュール（案）

No.	業務名	担当	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
1	ベース車両の納入	関東いすゞ			↔								
2	艀装作業	林田製作所				↔							
3	中間検査	図書館						現地					
4	塗装作業	林田製作所							↔				
5	新車登録等作業	林田製作所									↔		
6	引き渡し	林田製作所										3月中	
7	デザイン案の作成	図書館	↔										
8	デザイン案の投票	図書館				↔							
9	デザイン決定	図書館					デザイン決定						
10	式典準備	図書館								↔			
11	式典	図書館										↔	
12	学校訪問	図書館										↔	

車体の納入スケジュール

事務スケジュール

No. 2 「艀装（ぎそう）」は移動図書館車や消防車などの特装車について特殊な装備を取り付ける作業のことです。

株式会社林田製作所へベース車両が納車される日程が7月中か8月中かによって式典の日程は変更する予定です。

3月中旬までに納車→3月下旬式典

3月下旬納車→4月中旬式典

本庄市立図書館協議会会議規則

平成18年1月10日
教育委員会規則第23号

(趣旨)

第1条 本庄市立図書館協議会（以下「協議会」という。）の会議は、この規則の定めるところによる。

(委員長及び副委員長)

第2条 協議会に委員長1人及び副委員長1人を置き、委員のうちからこれを互選する。

2 委員長は、会議の長となる。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(招集)

第3条 会議は、図書館長がこれを招集する。

(定足数)

第4条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(会議の公開の可否等)

第5条 協議会の会議は、公開とする。ただし、公正かつ円滑な議事の運営に支障が生じると認められる場合であって、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(会議の開催の事前公表)

第6条 協議会は、会議が開催される日の7日前までに、次に掲げる事項を記載した会議の開催予定を市のホームページにより公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたとき等やむを得ない場合は、この限りでない。

(1) 開催日時

(2) 開催場所

(3) 議題

(4) 傍聴人の定員及び傍聴の手続

(5) その他周知が必要な事項

(会議の傍聴等)

第7条 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該傍聴を認めることにより行う。

2 協議会は、会議を傍聴する者に会議資料を提供するものとする。ただし、会議資料が貴重、高額、大量である等提供することが困難であるときは、当該会議資料を、会議が終了するまでの間、当該会議を行う場所に据え置き、閲覧に

供することにより提供に代えることができる。

(通知)

第 8 条 会議に付議すべき議題は、あらかじめ委員に通知するものとする。

(表決)

第 9 条 議題に対し表決の必要ある場合には、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長がこれを決定する。

(会議録等の公表)

第 10 条 協議会は、会議録を作成し、会議資料とともに議決により非公開とした部分を除いた上で、市のホームページにより公表するものとする。

(庶務)

第 11 条 協議会の庶務は、教育委員会図書館において処理する。

(委任)

第 12 条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この規則は、平成 18 年 1 月 10 日から施行する。

この規則は、平成 30 年 6 月 26 日から施行する。